

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

33期

『最後のあだ花』33期は私の財産であり、誇りである



会員 吉峯 康博 (33期)

私は、1978年4月入所の33期・東京修習である。同期は、10クラス480名であった。私は「クラス連絡委員会」（通称「クラ連」、自治会のような存在）の委員長を2年間務めた。前期と後期は交替するのが通例である。しかも実務期にクラ連を存続させ、機関誌を4回発行した。年上だった私は、みんなに「吉峯さん！吉峯さん！」と言われ、つい良い気分になったのだ。しかし、副委員長などにデモクラティック且つ優秀な逸材が集まった。和田光弘（新潟・元アムネスティ日本支部長）、木村清志（徳島・元日弁連副会長）などである。

教官にも恵まれた。民裁 武藤春光、刑裁 島田仁郎前最高裁判官、検察 渡部正和公証人連合会長、民弁 豊田泰介（故人）、刑弁 和泉芳郎（当会）などである。

武藤先生は要件事実論の先駆者で、13年も研修所の教官をされた。講義でよく「我妻くんは…と言うが」と言われ、我妻栄を今も昔も「民法の神様」と思っている私は本当にびっくりした。教え子37人らは『法曹養成と裁判実務』（838頁、2006年、新日本法規）に論文を書いている。島田先生は、不出来な私の起案を、信じられない程懇切丁寧に採点して下さった。

自主的活動も大変盛んであった。例を挙げると、安中公害バス旅行（入所前、菊地裕太郎らと一緒に）、大森勧銀冤罪事件（1978年逆転無罪、当事者の話を聞いた）、徳島ラジオ商事件、医療過誤弁護団勉強会（須網隆夫と報告）、倒産や争議の現場訪問、横川敏雄前刑事裁判官講演会（約300人参加）など、多くの企画があった。松戸寮祭での『事件』上映の際には、大竹しのぶ（主演女優賞）の講演会を行いたくて、寮の委員長 中本和洋（大阪）らとプロダクション事務所へ押し掛け頼んだが、丁寧に断られた。

実務修習は刑裁からだった。はじめての実務初日、小瀬保郎裁判長（現当会会員）は、4人の修習生に1人ずつ、文字通り「大事件」の記録を用意されていた。秋山規雄裁判官は、2ヶ月で無罪判決を3つも書かれた。民裁では、まるで歌舞伎役者のような、見事な川崎義徳裁判長（現当会会員）の裁判・和解を傍聴した。

また、前期の事務所訪問でレクチャーを受けた冤罪事件（椿南公園事件）の裁判を、実務修習中に自主的に傍聴した。裁判が終わってから弁護士と当事者と一緒にお茶を飲んだが「目のきれいな」青年の無罪を確信した。この青年は、結局無罪になり、その事務所を志望し就職した。彼こそ弁護士法人川越法律事務所（前日弁連副会長 細田初男所長）の事務長を長年務めている、渡辺昌也氏である。

33期『青法協』は約130人、『反法連』（はんぼうれん）数十人であった。22期23期は修習生の約半数の人が『青法協』だった。『青法協』攻撃は右翼が始め、最高裁も結局その先頭に立った。その結果『青法協裁判官部会』は消滅した。象徴的な事件は、宮本康昭裁判官の不当な“首切り”が最高裁により断行されたことである。全国裁判所所長会同で宮本裁判官処分に反対したのはわずか3人であった。わが期の相当数の裁判官志望者は『宮本事件を決して忘れまい！自由で民主的な裁判所を目指そう！』と誓い合い、宮本氏の『危機に立つ司法』（1978年 汐文社）は彼らのバイブルであった。33期は『最後のあだ花』とも言われ、以後修習生『青法協』の自主的活動はやりにくくなった。

入所前パーティーを始めたのは我が期である。とにかく元気な同期生だった。

同期は、私の財産であり、誇りである。